

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年6月5日(金)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
3番	山	本	喜	八郎
4番	中	西	義	晴
5番	吉	川	敏	彦
6番	上	田	幸	子
7番	田	中	壽	嗣
8番	内	田	裕	夫
9番	小	寺		均
10番	西	村		裕
12番		(欠員)		
13番	林			勉
14番	田	口	洋	輔
15番	曾	束	竹	司
16番	南		秀	和
17番	内	田	孝	司
18番	小	森	保	豊
19番	茨	木		清
20番	林		吉	一

4. 遅刻委員 11番 南 和 弘

5. 欠席委員 2番 村 田 正 己

6. 会議録署名委員 1 番 藪 内 義 成
 3 番 山 本 喜 八 郎

7. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

8. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 条許可)
議案第 2 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 に対する意見について (4 条許可)
議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 に対する意見について (5 条許可)
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の 決定について (利用権設定)
報告第 1 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転 用届出について (5 条届出)
報告第 2 号	認定電気通信事業者による中継施設等設置 に係る申出について (中継施設)

7. 会議の経過

(事務局長)

それでは皆さま、こんにちは。お一人、まだ来られてないんですけど、もう間もなくこちらのほうに来られますので、そういう状況なんですけれども、令和2年度の第6回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきますたく思います。

なお、本日は村田委員から欠席届けをいただいておりますのでご報告をいたします。本日の出席委員は、農業委員が13名中11名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、5月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告をさせていただきます。なお、敬称は略します。

5番	吉川委員
6番	上田委員
7番	田中会長
9番	小寺委員
18番	小森委員
19番	茨木委員

事務局3名と都市整備課1名により実施をしております。

では、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)	1件
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について(4条許可)	1件

(会長)

議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（5条許可）	1件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）	3件
報告第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について（5条届出）	1件
報告第2号	認定電気通信事業者による中継施設等設置に係る申出について（中継施設）	1件

議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。1番の藪内委員、3番の山本委員です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員)

議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号12の該当地については、特に問題がないものと思われまます。

(会長)

それでは議案第1号受付番号12につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号12につきましては議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

(事務局)

また、議案書 2 ページにお付けしております農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 1 号受付番号 1 2 について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 1 2 に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第 1 号受付番号 1 2 について許可することに決定をいたします。

それでは、続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、4 条許可を議題といたします。

それでは、議案第 2 号の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第 2 号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号 3 の該当地については、特に問題のないものと思われま。

(会長)

それでは、議案第 2 号受付番号 3 につきまして事務局説明を願います。

(事務局)

それでは議案第 2 号受付番号 3 につきましては議案書 3 ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。露天貸資材置場及び露天貸駐

(事務局)

車場に転用される内容となっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 ページをご覧ください。

また議案書 4 ページと 5 ページにお付けしております農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に係る意見書(案)につきましては併せてご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 2 号受付番号 3 につきましては、何かご意見ご質問はございませんか。はい、●●●委員。

(南和弘委員 午後 1 時 3 6 分 入室)

(●●●委員)

この、今の 3 の案件ですけども、これ前までは不法地区で、ごみを放ったみたいなところですね。それと、この案件について、この後、新市街地地域でもあり、同じようにここで駐車場されると、何か問題はないんですか。

(事務局)

ごみが放置されておったというような案件につきましては、おそらくそれは、次の議案第 3 号の案件かと思われます。こちらにつきましては、昨今、耕作放棄をされてまして、草が生えておった所でございます。また、こちらは地元委員さん、会長さん、第 1 農地部会長さんにもちょっとお話ししていただいた案件でございます。この許可申請が出る前にですね、一度、許可がおりる前に露天の資材置場に無断転用されていたような案件でして、この度、農地に復元をなされまして、改めてこのような第 4 条の許可申請がなされたというような案件でございます。また、新市街地の件でございますけれども、こういうふうな新市街地の中でですね、農地転用をされる場合につきましては、新市街地整備室とも連携をさせていただいて、そ

(事務局)

ちらのほうにも、こういう農地転用がなされるというふうな情報提供はさせてもらってますので、問題はなかるうかと思っておるところでございます。

(会長)

●●●委員。

(●●●委員)

今、現在、プールの横で、ここは住宅地区っていうことになって、ここで資材置場等々で使用されると、住宅建つ時には何か問題ないんですか。別にいいんですか。

(事務局)

こちらをこういうふうな資材置場になされるというのを新市街地のほうにお伝えはさしてもらってますけれども、こちらの農業委員会にしましても新市街地整備室にしましても、この農地転用に対しまして、農地転用はできませんとか、そういうふうな規制はできないというふうなかたちとなっております。今後、新市街地の計画に支障が出るかどうかにつきましては、新市街地整備室に聞いてみないとわからないですけれども、現時点では特に問題はないかと思っておるところでございます。

(●●●委員)

こういう問題ですけれども、他の地区でも住宅地区の真ん中で開発をかけられると、それは許可しんなんということになるんですけれども、周りに迷惑かかると。その以後に、何か他に転用、そこで車置いたり、色々な事できますね。一応、今、現在、資材置場ということになってますけれども、そこに倉庫あたりが建てられるっていうことが、倉庫は建てられへんと思うけども、開発はできないというふうに思いますけれども、他のかたちをされるということがおきないかどうか。何でもかんでも許可をしていくと、とんでもないことがおきるんじゃないやろかと、いうふうに思うんですけれども、その辺の考えはどうですか。

(事務局)

こちらの農地につきましては、調整区域内にございまして、調整区域の規制のほうがかかるということでございます。ですので、露天もんであれば、駐車場、資材置場には使用可能ということでございます。農業委員会の立場では、こちら将来的にそういう住宅にするかもしれないからしてくれるなというふうなことはできないというふうに考えております。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

まあね、法的にはそうしてできるだろうと思います。市街化調整区域というて白地の、農地の白地やいうことを聞いてましてんやけどね、これ今、●●●委員さん言われてるように、そういうようなことでどんどんどんどんやっていくと、本当に規制がかかってもできるということをね、そんな例を作ってもたら、この地区みんなできるん違いますの、その方法でいったら。農業委員会としては規制かけられへんと、そらわかりますよ、法的にはできるけどね。やはり、どっかで歯止めつけていかんことには、どんどんどんどん乱開発ができていって、特に今、話あった新市街地の住宅地になるような所らしいですわ。そんなとこに、こういうようなことをどんどん認めていくと、後々でどうにもならんようになるん違うんかなと、我々は心配します。特に、今、この農業委員会でこの日、今期の最後の農業委員会で許可したということになったらね、我々の責任ちゅうものが出てくると思うんですわ。その辺で、もうちょっと慎重になれへんかったんかなと思われますけど。

(会長)

事務局、どうですか。

(事務局)

こういった申請が出てきましたら、他の法律に引っかからない限り、受け付けざるを得ないというふうに

(事務局)

考えております。ですので、こちらの新市街地内につきましても、全てが転用できるわけではなくて、今回のような、町道に面しておいて、上下水道管に接しておいて、っていうふうな、そういうような一部分だけしか転用ができない、というふうな規制は農業委員会的にはできると。それを越えたような規制につきましても、他の課の範疇になってくるのではなかろうかと思っておるところでございます。

(会長)

●●● 委員。

(●●● 委員)

その場合ですけれども、それなら、農業委員会って何のためにあるんです。私らそう思うんです。私は一応、農業委員会として、委員として何かを言うべきであるというふうに思うんですけれども、それなら何も関係なしに農業委員会とおさんでも、とおんねやったら全部、事務局の帳面面だけでオーケー出したらええんと違いますか。それでなかったらおかしいと思います。

(事務局)

農業委員会に申請があったから許可をおろすとか、そういうことではございませんでして、あくまでも基準に則って判断をしていくということでございます。この農地につきましては、第3種農地に該当します。第3種農地に該当しまして、後、この5ページにもございますような他の判断基準ですね、こちらのほうにも該当するというようなことでございます。農業委員会としましては、そういった第3種農地で間違いないかどうか、5ページにありますような資力及び信用がある業者かどうか。この辺の判断をして、転用許可、不許可の判断をすべきことでありまして、新市街地の計画があるから不許可にするとか、そういったそこまでの権限はないというふうに思っておるところでございます。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

今、聞いてたら第3種農地っちゅうことは、今、聞いたらなんや信用のあるとこやったらいけるというような話やけどね。そんな基準で、これ市街化調整区域、農地の市街化調整区域の転用を認めているということですか、それは。信用があれば。

(事務局)

そちらは農地法に書かれておることをごさいますて、農地の区分ですね、位置の条件と5ページにあるような農地転用が確実にできるかどうか、周りに迷惑がかからないかどうか、その辺の二つの大きな基準を満たしておれば転用許可ができるというふうなことになっておるところでございます。

(●●委員)

はい。

(会長)

はい。

(●●委員)

今現時点では、周りに住宅地もないし、迷惑もかからんと思います。けど、これから先にね、やはり今、先ほどから出てます新市街化っちゅうことも問題になつとるしね、そんな時に、ここで認めてしまうということがね、今、言わはったように、それやったら農業委員会とおさんと、もう事務局の範囲でやったらええのちがいますの。これに照らし合わせて、皆いけるっちゅうんやったら。農業委員会の意味がないですわ。やっぱりこうして意見聞かれるっちゅうことは、やはり何か問題があるやろいうことで、皆さんから意見を徴集してくんのとちがいますの。それが、どうしても事務局が出してきたやつをとおすっちゅうねやったら、我々の意味がないと思います。やっぱり、もうちょっと農業委員会としてね、こうして出てきてんねやったら、その意見は尊重してもらわんことには

(●●委員)

ね。何言うても、事務局が出してきたやつはおるいうことですよ、これやったら。出てきたらしまいですわな、もう。そらもちろん、法律、色んな面で照らし合わせて出してきてんねやと思うけどね。農業委員がこうして二人、この中で二人がもうおかしいやないかいと言うてるんですわ。だから、それをどういうふうに捕まえてくれはるか、それやったら、もの言わへんねやったらもう言わへんし、言わんでもええしね。もうそっちのほうでやっというたら、と思いますけど、私は。

(事務局)

こちら議案書の4ページ、5ページに付けさせていただいておりますのは、この許可申請が出てからですね、京都府に対して農業委員会の意見ということで提出するものでございます。こちらは、事務局のほうで作らせていただいております。ですので、農業委員の皆さま、推進委員の皆さまにおかれましては、この意見書に書かれておる内容が、これで問題ないかというようなことを判断いただきたいと思っております。例えば、5ページにありますような、5ページ9番ですね、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無とか、そういったことにつきましては、事務局のほうではなしとさせてもらってますけれども、実際には、こういう開発がなされると周りの農業に支障がでるであるとか、そういったことにつきまして、委員の皆さまのご意見をお伺いしたいと、そういった意味合いでこういう審議の場を設けさせていただいております。なんでもかんでも許可というようなかたちで進めさしてもらってるわけではございませんでして、その辺、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

(●●●委員)

今、言われたように周りに何も無いと言うけれども、あの周りに公共施設、一応ここには体育館とプー

(●●●委員) ル、テニスコートがあるんですけども、その辺の影響はないんですか。資材置場やったら、大型資材を持ってきて置いたりできるというふうに思いますけど。この辺公共施設の横に、そういうようなものを作れるということで良いんですね。

(事務局) はい、こちらの開発にあたりましては、農業委員会に転用許可を出されるだけではなくて、都市整備課のほうにも事前協議願というようなかたちを出されております。そこのところで、こういうふうな開発をするというふうな届出をされまして、その情報は関係各課のほうに回覧がなされると。で、そこらの意見をふまえながら開発をなされるわけですけれども、今のところ、公共施設があるからここはやめてくれというふうな意見はついておらないというふうなことでございます。

(会長) はい。

(●●●委員) そしたらこれ、露天貸資材置場及び露天貸駐車場となっておりますけど、どんな資材を置かれるんですか、これ。駐車場かて、どういような車が入るんですか。

(事務局) こちらにつきましては、●●●さんのほうに貸し出すというふうに聞いておりました、トラックでありますとか、ショベルカーみたいな車が置かれるようなかたちで聞いておるところでございます。また、資材につきましては、足場であったり鉄板であったり、そういった物を置かれるというふうに聞いておるところでございます。

(会長) はい。

(●●●委員)

そしたらね、今、意見出てますけど、これ真横プールですね、奥に体育館。これ資材置場、トラックが出入りした時に、本当に影響が無いと、各課は皆、それで影響無いということなんですか。夏、今年の夏はプールないけどね、プールあったら子ども達がうろうろしますわな、ここ。そこへきて、トラックが出入りして、資材置場あって、それほんまに問題ないんかなと。真剣に各課、考えてくれはったんかもういっぺん聞いてください、これ。ほんまにそんでええのかどうか。

(会長)

その他何か委員さん、ご意見等ございますか。今、●●委員、●●●委員から意見が出てましたですけども。事務局のほうはですね、一応、事務局のほうも、法律に照らし合わせて申請書を受け付け、それなりの中ですね、各課の合議のほうも全部終わってるようでございますし、そういうものを加味した上で、本日、転用をしているというような状況でございます。よろしいですか。

はい、●●委員。

(●●●委員)

そしたら、各課の協議も終わって、その後、最終的に農業委員会のほうへ農転の4条で出されてるということやけどね、できたら私は、もういっぺん調査するために各課に、今、言いましたように各課いっぺん聞いていただくために、今回は保留にしていきたいと思います、私は。もういっぺんよう考えてもらわんことには、後々のことを考えてね。今のことを考えんと、その後のことを考えてもらわないかんと思いますわ。

(会長)

今、●●委員から保留というようなご意見等もございましたが、その他、委員さん、何かご意見等ございますか。

(会長) よろしいですか。新市街地のほうとの調整は全部にとってもうてんねんね。

(事務局) はい。それはさしてもうてます。

(●●●委員) 駐車場にするっていう奥に、プールの駐車場あんねんで。プールの人が使わはる駐車場。この前をかって、プール行かはる。テニスコートもこの前にある。その駐車場かて、臨時の駐車場がこの資材置場の向こう側に、小屋が建ってある向こう側に、臨時駐車場ていうことで、体育館の横、あこに必ず車置いて。この夏はさいぜん言わはったようにないかもしれんけど、来年度は同じように駐車場しはる。その前を、子ども達が通って行く道なんです。学童が通る道みたいなもんなんですよ。そこをやるっちゅうんはね、やっぱり教育委員会までとおしてもらわなあかん。

(会長) 教育委員会は。

(事務局) もらってます。

(●●●委員) 関係ないやろ、これ教育委員会。プールやらは社会教育ちゃうんか。

(●●委員) 今、言わはった各課って、どこと調整してもうたんや、これ。

(会長) 調整した課。

(●●●委員) 調整したって、誰も判子押したあらへんやん。

(事務局) 実際にですね、事前協議というのをしておりますのが、都市整備課のほうになります。都市整備課のほうは、今、ありました社会教育課でありますとか、上下

- (事務局) 水道課、うちの産業課、環境保全課等にですね、起案書の回覧をさしてもらいまして、そこでご意見を徴集しまして、事前協議の覚え書きを締結してるというふうな流れになっておるところでございます。
- (●●●委員) ほんなら、来年度もし、プールやらやった時に、何か迷惑かかった時はそこの課、責任とってくれんねやろね。また問題出ますよ、絶対に。
- (会長) 開発に関しての覚え書きは全部終わってるということで。都市整備課が教育委員会に合議をしてるようです。
- (●●委員) どんな覚え書きしたんやろ。
- (●●●委員) ここには何もそんなん。
- (会長) 覚え書きの内容がね、ここには出てないもんでね、具体的にちょっとわかりにくい面があるんですけど。
- (●●委員) その覚え書き書、見せてくれ言うたら見せてくれるの。見せてもらえんの、どんなことが書いてあんのかいうことを言うてくれて言うた場合。
- (●●●委員) わしら手挙げたら終いやけど、そんなもん、後知らんで。
- (●●委員) そんな簡単なもんちゃうと思うけどな、俺。
- (会長) その他、何かご意見ございますか。よろしいですか。はい。
- (●●●●委員) 色々のご意見出ておりますけれども、これ、農業委員会として不受理、不受理とかそんなことは何に基づ

(●●●●委員)

いてできる、するとしたら。

(事務局)

仮にですね、不許可とする場合ですけれども、この農地区分、第3種農地が間違っておると、これは第1種農地であって転用できない所であるとか、例えば5ページ目の「適当」とか「なし」とか丸を書かして頂いておりますけれども、ここのどこかが不相当という場合のみ不許可にできると考えておりますので、事前協議が済んでる済んでないとかいうのは、農地法上は関係がないというところでございます。

(●●●●委員)

ということは、要は今、議論になっている横にプールがあって、その横に道路があって、その道路に面した所に資材置場とか駐車場されると、それがものすごく都合が悪いというような話だと思っておりますけど。確かに見た感じはそう思うんですけどね、間違いなく。ただ、それが農地法的に不許可とか、これは受付できひんとかいう根底の何かがあるんやったら、それはそれに合致さしていったらええんですけど、それが無ければちょっとしんどいんかなと、そのようにちょっと思うんですけども。

(事務局)

事務局といたしましても、そういう前面道路であったり、周りの開発状況であったり、そこら辺の判断につきましては、もう農業委員会の範疇を超えておるんではなかろうかと。都市整備課であったりとか、そういったところの管轄になってくるのではないかなと考えておるところでございます。あくまでも、農業委員会で判断するのは、その周囲の農地等に影響があるかどうか、こういったところかなと考えておるところでございます。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

そしたらね、もう農業委員会へまわしてくれへんかったらええわけや。我々の範疇やないっていうんやったらね、農業委員会で、ここでおかしい言うた責任があるんですわ。私はそれを言うんですわ。農業委員さん19名かな、いる中でね。これを農業委員会も許可したとなったらね、責任がある。もし何か後で起こった場合ですよ。責任問題が出てくると言うんですわ。それやったらもう、我々の範疇やなかったら、ここへもうまわさんといっていたきたいわ。都市整備のほうで勝手にやってくれたらええねん。けど、農業委員会の意見聞けいうことは、何かがあるさかいにやと思うねん。その意見を聞いてたけど、事務局ではもうこれでいきますというような態度でくるさかいにね。やっぱりもういっぺん考える余裕をいただきたいというんが、だから私は保留にしてほしいと言うてるわけですわ。

(会長)

農地を転用する場合はどうしても農地法というね、門をとおらざるを得ないので、今回も4条の許可というような案件になるわけですね。一応、農業委員会の意見を付けてですね、府のほうに進達をするというような運びになってくるわけなんですけども、事務局としてはおそらく法的に、農地法上どうのこうのというようなことを十分に検討した上でですね、本日、提案をしているというような状況やと思うんですけども、その他、何かご意見等ございませんか。

(●●●委員)

環境問題が、次は出てくるから。この周りの地図を付けて、府へ出してくれ。それでもどうもない言うんやったら、府が許可すんねやったらかまへん。環境問題が次、絶対出てくるから言うてんねんで。何にもなしに、今、こっちの市街化でようけある、そんな所。周りに何も無い、道が細い細い。そこが市街化やし工場建てよったから、環境問題で全部やられてまう。同

(●●●委員) じことですわ。横に家あんののに、うるさい工場がきたら必ず環境問題。次は環境問題とおってくるで。農業委員会、とおしといてもかまへんけども、環境問題出てきたらこれ、何て言ったらええかわかんけど、ほかの問題が出てくるから。

(●●委員) 違う問題出てくるさかいにね。

(●●●委員) うん。農業委員会はそんでええで。環境問題になったら次、どこの課になんねや、これ。

(会長) 環境の分についてもおそらく事前にですね、予定を想定される環境問題につきましては、当然、担当課の協議はされているというふうに理解するところですけど。

(●●委員) いや、もっともっと。今、環境問題いうことで出たけどね、環境問題が入ってくると、国から動かなあかんねやわ。そういう状況になってきよるさかいにね。今、工場ができたいうた、振動問題、騒音問題、低周波の問題、これ京都府やなしに国からの法令で動いていかなあかんと、そんなこと、その以前の問題を農業委員会が許可したということがね、私には問題があると思うんですわ。だから今、言うてるように、次の問題が発生してくると思うねわ。だから慎重にやっとかんことには。簡単に言うたらね。ほんまはそんな簡単なもんじゃないと思います、私は。

(会長) よろしいですか、その他。

(●●●委員) 手挙げたもんだけ判子もうとけ。

(会長) はい、●●委員。

(●●委員) 先ほどから色々お話ありますけど、●●●●委員さんのほうからありましたとおり、あくまでも農地法上以外の関係では、今の町の開発指導要綱に基づいて、全ての関係機関、町内の、との事前に打ち合わせ、また開発内容の検討等された上で、もうすでにこれ、覚え書きはどのような状態になってんのか事務局わかりますか。

(事務局) こちらのほうは、締結までいっているというふうに聞いてます。

(●●委員) ということは、開発に対して行政自体は、農業委員会と別の行政としては、承認をほぼ了解されているということですね。

(事務局) はい。

(●●委員) そうである以上、農業委員会で農地法上の問題で、どうこうするということはちょっと不可能違うかなという、僕は気がします。

(会長) 今、●●委員のほうからご意見等がございましたが、その他。

(●●委員) 法律上はできひんのはわかっるとる、俺かて。

(●●●委員) どうしたらええねん。

(●●委員) 手挙げへん。

(会長) そしたらですね、今、ご意見等色々いただきました。それぞれ皆さん方、ご意見等、その他あるかもしれませんが、その他ご意見等なければですね、採決のほうに入りたいと思いますが、よろしいですか。

(●●●委員) ちょっと待ってください。この意見は、今、言うた意見は府のほうへちゃんと書いて出してくれんねんな、意見として。

(会長) 意見としてね。意見書があるね。

(事務局) こちら議案書の5ページの下のほうにございます、総合意見というのがございます。こちらは事務局で書かしていただいておりますが、本申請地は市街化調整区域内の農用地区域外の農地であるが、周辺農地等に係る営農条件への支障がなく、転用をされるにあたっての計画等も問題ないと見受けられるため、許可相当とした、というふうな総合意見になっておりますが、先ほど出たような意見をですね、ここに含めて、許可するにあたっては慎重に判断いただきたいと、そういうことを追加することは可能かと考えておるところでございます。

(会長) その辺の今日の意見を充分にね、もし進達せよとなったときにはね、やっぱりそのへんのところは十分に府のほうに反映していかんと、今の議論が何をしていたんやということになってくるんで。

(●●●委員) まあ、総合意見という田口くんから説明があったけど、これはあくまでも農地法上の総合意見だけで、農地に対しての総合意見だけであってね。今、出てるのは農地に対しての意見が出てるわけやない。その周りの環境の問題が出てるさかいにね。それをやっぱり付記してくれないかんと思いますね。

(●●●委員) こんだけ言うても、手挙げるやろか。

(会長) はい、それではその他、ご意見等なければ採決をとりたいと思います。よろしいですか。

(はいという者あり)

(会長)

それでは、ただ今、充分なご審議を頂きました。農地法第4条第1項の4条許可ですね、受付番号3につきまして、許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手が多数ということで、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5条許可を議題といたします。

それでは、議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号5の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号5の現地調査の報告をいただきました。事務局より説明を願いたいと思います。

(事務局)

議案第3号受付番号5につきましては議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧ください。

また、こちらにつきましても議案書7ページと8ページにお付けしております意見書(案)につきましても併せてご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号5の現地調査の報告と事務局からの説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

●●委員。

(●●委員)

あのね、これこそ、農業委員会のほうで言うんじゃないかとは思いますがね、ここ、新市街地で道路が拡幅されるとこ違うの。私、その新市街地のことはよう知らんよ。確かそう聞いてんねやけどね。そんなとこへね、今、農地を露天貸駐車場にしてって、どうなの、この問題じゃないと思うけどね。これも都市整備課のほうで、もう審議済んでんの。何をしてんねや。

(事務局)

こちらにつきましては、審議のほうは途中というふうな話ではお伺いしていますけれども、確かに●●委員さんがおっしゃるとおり、新市街地の関係で道路が拡幅されるような所になっております。道路の拡幅予定地に係る農地の転用につきましても、過去からですね、新市街地整備室にもその都度ご連絡をさせてもらっていますけれども、担当課によりますと、農地転用を阻止することはできないというような判断を毎回いただいております。こちらにつきましても、農地転用をするにあたって、新市街地整備室のほうから特段ですね、転用は認められないとかいうふうなご意見は伺っていないところでございます。

(会長)

はい、●●●委員。

(●●●委員)

ここね、何ヶ月ぐらい前です、ここ違反転用になったあったん。1年経ちましたか。ここ、違反転用でしたやろ。

(事務局)

はい。

(●●●委員)

そこの後に、これやったからってすぐにできるんですか、こんなこと。きれいにしたからやらしとけて。違反転用、あんだけ言うてても何年もなおさんと、放ったらかしにしてあった土地なんですよ、これ。それをきれいにしたからすぐ駐車場にするっていうのは、いちばんに思うんですけど。その辺はどうです。これ何年前から、ここ違反転用で物置にしてあったか。その辺は、農業委員会として府へも出してるはずなんですよ。何年前やったかな。

(事務局)

こちらにつきましては、正確な日付につきましては資料が手元にございませんでわかりませんが、平成10年頃から違反的に使われておるような所でございます。去年ぐらいまで●●のですね、●●●●●●さんが資材置場にされておりましたけれども、その資材置場にされたのが、確か平成20年ぐらいからというふうにお伺いしております。こちらの案件につきましては、これまでからですね、第3種農地ということもありましたので、農地転用をして下さいというふうな指導をしております。農地転用をして、違反転用状態から適法状態にして下さいというふうな指導をしておりますので、この度、更地に戻されましたので、転用の申請を出されたというふうな流れでございます。

(●●委員)

あのね、この土地、例のペットボトル放ってあった土地やね。ここね、不法投棄、ペットボトルだけちごたやん。なんべんもなんべんも私、写真撮りに行って、それで、色んな手使こてやってもうて、強制執行かかったんやね、これ。倒産して。

(事務局)

はい。

(●●委員)

それで整地になったところや、これ農地になったところや。金使こて、出して。それをすぐさま、露天貸駐車場にするっちゃうことがね、それ自体が人道的におかしいんちゃうかと。なんべん私、ここへ写真撮りに行きました。国へ出すのに。そこまでしてやってきたやつをね、はい、きれいになりました、ほな露天駐車場にしますと、そんな馬鹿なことはないと思うんですわ。大変な苦勞をしてんねや、これで。不法投棄のやつを写真撮りに行って、ペットボトルだけ違いますわ、ビニールやらベット、ソファやら、そんなん放ってましたわ。それみんな引っ張り出して、写真撮って、届けて、それが違反ということで取り締まりがあって、ここ倒れたということで強制執行がかかったんや。それをね、都市整備のほうもそれで、はいオーケーですって出す自体がおかしいと思うねんわ。ここで言うてもしやあない話やけどね。農業委員会で言うてもしやあない話や。

(会長)

その他、何かご意見ございませんか。

(●●●委員)

回答は。

(●●委員)

認めてしまうんかどうかやね。

(会長)

回答。はい。

(●●委員)

何かこれ、申請者が色々ね、不法使用の問題で過去、指導されてきた中で、ここに書いている書類以外で、何か委員会のほうからとったはる顛末書とか、色々そういうあれはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

- (事務局) こちらにつきましては、顛末書というのとは違っては
おりません。
- (会長) ●●委員、よろしいですか。
- (●●委員) やはり、何かアクションだけはしとくべき違うかな
と思うんですけど。府に意見進達する上であっても
ね。ただ漠然と今、●●委員、●●●委員が言われて
る中やったらね。委員会として、はい、そうですかち
ゅうのんではちょっと。
- (会長) 過去からの経過がね。今、言うてくれはったように
経過が色々あるんで、それをふまえた上でというよう
な扱いになるんかとは思いますが。その他、ご意
見よろしいですか。いちばん気になるのは新市街地整
備室の関係で。
- (●●委員) 大変やったんや、ビニールが飛ぶいうて。
- (●●●委員) 飛んだあったん。
- (●●委員) 飛んだあったんや。なんべん行ったか、これ。
- (●●委員) 色々ね。そやな。
- (●●委員) 罰則言うたらおかしいけどね、やっぱりその責任
があるわ、今までの。
- (●●委員) それとね、どうなんかちょっとわかりませんがけれど
も、譲受人と譲渡人で一部の人が同姓やねんけど、こ
れは全く関係ないんですか。
- (事務局) 譲渡人と譲受人的な関係ですけれども、兄弟の息子
さんというような関係でございます。これまで顛末書

(事務局)

を求めておったのはですね、例えば京都府に違反転用をされておったということで、報告をしているような案件でございましたら、そういうようなかたちで顛末書をいただいております。この本件につきましては、京都府のほうには違反転用やということで報告はしていないような案件でございます。

(会長)

ということですか、よろしいですか。その他、ご意見ございませんか。

特にご意見等なければ、採決に入りたいと思います。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号5に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手が少のうございすので、挙手少数ということで、不許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

(事務局)

すみません、事務局から。そうしましたら不許可相当ということで報告するにあたって、ここの意見書(案)をどう書くかというところがございます。例えば8ページ目のところ、意見でございますが、こちらのほうが全部「適当」「確実」とかいう状況で不許可相当というのはできませんので、どれかを「不適當」もしくは「なし」とか、そういうふうなところに変えていく必要がございます。その辺をちょっとご審議いただきたいと思いますとおるところでございます。

(●●委員)

ほんなら1番から順番に説明していってくれや。

(事務局)

7ページ8ページが意見書になっておりまして、7ページの真ん中らへんですね、農地の区分とございます。農地の区分のところは第3種農地ということで

(事務局)

す。判断した基準は二つ下にありまして、当該申請地は、久御山町総合体育館、京都府立久御山高等学校からおおむね500メートル以内の区域で、上水道管、下水道管が埋設されている町道に接しており、容易にこれらの施設の便益を享受できるため第3種農地の要件を満たす。というふうになっております。事務局といたしましては、こういったかたちで第3種農地に該当して、転用可というような地域と判断したわけでございます。続きまして8ページ目でございます。こちらが農地転用に関する許可基準からみた意見ということで、検討事項が1から11までございます。1番のところは第1種農地であったり第2種農地であったりする場合は、その土地じゃないとだめというようなことを判断するところでございます。その農地を申請することをやむを得ないと認められる時かどうか、というのを判断するわけでございますが、今回は第3種農地と考えておりますので、ここには丸が付けてありません。2つ目、資力及び信用につきましてはこちらの意見決定の理由でございますが、金融機関の残高及び契約書に基づきまして、農地転用が可能な業者であるというふうに判断させていただいております。

(●●委員)

ちょっと待って。その2番の信用っちゅうのはどやねん、ほな。今までの経過があるやんか。そら、持ち主が変わったあるか知らんで。今までそんだけしてて、あんだけやってきてて、今やっとできてん。そやから信用っちゅう部分に係ってきよるわね、これ、そうなる。持ち主が変わったあるか知らんけど。

(事務局)

はい、持ち主が変わっておるといふところもございまして、また農地に復元されたということもございまして、信用はあるんではなかろうかと思っておるところでございます。

(●●委員)

俺は信用があるとは思わへんな。

(事務局)

3つ目は、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無です。こちらは、例えば農地として借りて居る方がおられてっていうような場合を想定されていますが、そのような方はおられませんので、特に同意の部分については記入はさしていただいております。また、4番の申請に係る用途に遅延なく供することの確実性ということで、転用計画書を提出頂きまして、許可日からすぐに工事に入って、やるというふうな転用計画書を提出いただいておりますので、確実とさせていただきます。また5番の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みでございます。こちらの駐車場をするにあたって、特段の許可等はいらないということでございますので、丸は付けさしてもらっていません。6番の農地以外の土地の利用見込みでございますが、今回の農地転用をする所と他にまた宅地部分があって、一体開発するような場合を想定した検討事項でございますが、今回は、ここの農地の部分しかございませんので、丸は付けさしてもらっていません。また、計画面積の妥当性でございますが、こちらは利用目的に必要な最小限の面積であるということで駐車場として、普通車34台分を置かれる予定になっておりますが、それを置かれるには、これぐらいの面積が必要であろうということから「適当」とさせていただきます。また、8番は宅地の造成のみを目的とする場合がございますが、こちらは資材置場にするとかいうのではなくて、ただ単に造成するだけというような場合ですが、それにあたりませんので丸は付けさしてもらっていません。9番ですが、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無でございます。こちらは、隣接農地所有者さんの同意をいただいておりますので、特段、周りに影響がないように思われます。また、ブロック塀をしたりとかですね、と

(事務局)

ということで、周りに被害が起こらないような手立てをとるといふふうにお伺いしております。ブロック塀は水路にされるというふうに聞いております。10番でございますが、一時転用である場合でございますが、一時転用でないので丸は付けておりません。また、法令(条例を含む)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況でございますが、法令、条例で義務付けられている協議というのがございませんので、丸は付けさせてもらってない、ということでございます。ですので、この辺のところは全て、事務局としましては「適当」もしくは「确实」とかということになるのではなかろうかと思っておりますけれども、ここの部分が不确实であったりとか、不適當であるとかっていうことを不許可相当とする場合でしたら示さないといけませんので、その辺のご審議をよろしくお願いいたします。

(●●委員)

今、まあ1番から11番まで説明を聞いたけどね、これは、こうして農地転用に関する許可基準やからね、我々が言うてんのはそれまでの経緯を言うてるわけや。今まで放っておいて、あんなことしといてね、これすぐ更地になりましたと、農地を駐車場にしますということが道理的にとおるかどうかいいうことを私は言うてるだけでね。これ、このまま普通の農地やったらそんでよろしいやろ。こんでいけると思いますわ。ただ、新市街地の問題は別としてね。それをね、こうしたら、丸を付けたらこうなってきたら知らんけどやね、それ以外の、これ以外の書き方があると思うねや、これね。これは、ここにある様式にのったあるとおりに書いてあてる話であって、それ以外のものがあると思います。だから、それを付記してくれたら、書いてくれたらそんでええのとちがうの。総合意見っちゅうのを、どこになるんや知らんけど。

(事務局)

ここの意見のところは不適当というふうなことを書かないとですね、最後の総合意見のほうは許可相当とせざるを得ないというふうに考えております。今、おっしゃったようなご意見をここの総合意見に、周りの営農条件には支障はないかもしれないけれども、周りにこういうふうな影響があるから慎重に判断頂きたいとか、そういったことは総合意見では書けるかとは思いますが、不許可相当であるというふうに書くのは難しいかなと思っておるところでございます。

(事務局長)

すみません、今、田口のほうから検討事項について、1から11というところで、ひとつひとつ事務局が確認し、判定した内容を説明をさせていただいたわけなんです。ですので、何度も申し上げるんですけど、転用する際には農地法に基づいてどうかというところを審議させていただいて、委員さんのご意見を聞いた上で皆さまに判断をしていただくところになってきますので、今までにここの土地がどうであった、違反をしていて、なかなか指導にも従わないような悪質であろう人たちが今回、こういうふうにして転用を出してくるのはおかしいんじゃないかというご意見もあるかとは思いますが、でも、その経過を経て、今は更地にされて、今後、駐車場に活用して、地域のそういった路上駐車ですね、そしてまた、近くには色んな工場等、会社等もあります。そういった所の人たちの活用する駐車場になればというところもご意見として聞いておりますので、今度は地域におけるそういった活用部分にお役に立てたいという意見もあっての、今こうして、駐車場への転用っていうことを望まれておられますので、やはり農地法に基づいて、こちらが色々な条件に照らし合わせて審議をお願いしたいというところで、今日は出させていただいておりますので、そういったところにて皆さまの判断をどうかお願い

(事務局長)

いしたいというふうに思っております。

(●●委員)

いや、わかります。そらね、農地法上ね、あてごうたらそうなるんですわ。けど、色んなこと考えたらね、そうにはならんやろということ言うてるだけでね。農地法上からやったら、これしかしゃあないと思いますわ。けど、そんな問題じゃないと。昨日、一昨日までペットボトルやらそんなん放っておいてね、はい、きれいになりました、農地ですよ、これ転用しますよと、それがどうかということですよ。だから、ほなここで認めてしまう、そら、もう1年待って出してきはんねんたら、また話は別ですよ。いっぺん農地にしてね、作物でも作って。ほな作物作ります、ほな農地転用しますって言うねんやったらまた別ですよ。今までできて、それをきれいに更地にしたさかい、ほな駐車場に転用しますわと、そこんところがね、また同じようなんなってくるんちゃうかと思います、こんなことしてたら。また他でも出てきますわ。荒地にしといて放っておいてはい転用しますと。それでオーケーやったら農地転用全部オーケーです。そんなことをね、この久御山町で起こしていってええのかどうかですよわね。色々な、この前からやってる、色んな問題がありますわ、ここには。ここにもちよっと出てあったけどね。そんな問題を起こさんがために今、やってんの違いますの、これ。違反転用状況かて載ったあるやん、こんだけあるやん、まだ。何にも進んだあらへん、これかて。

(事務局)

農業委員会のほうで、農地法以外のことを。

(●●委員)

それはわかってるって。

(事務局)

あくまで総合意見で書くぐらいしかできない、というふうに事務局のほうは考えておまして、この人道的とかそういったことは重々わかるんですけれど

(事務局)

も、そういったことは、それを理由に不許可相当は難しいのではなかろうかと、いうふうに考えております。

(●●●●委員)

ちょっと。

(会長)

はい。

(●●●●委員)

さっき、車の台数34台って言ってはったけど、どうやって34台置くの。通り道ないで。ただ、数で割ってても並ばへんで、こんなん。どんな計算してんのか知らんけど。iQばかり並べんの。軽トラばかり並べな、こんなん入らへんで。

(●●委員)

そんな調査もせんとね、こんなん出してくるって。

(●●●●委員)

調査もせんと出してきてな、許可してくれなんて、ちょっとおかしいのとちがうか。34台並べるか書いてきてもうて、ほんなら。それからまた、かけようや。

(●●委員)

両方共に駐まらへんいうことやね。両サイドに駐められへん。

(●●●●委員)

なんぼ計算しはったかしらんけど、ドア開けられへん。通り道があらへん。

(事務局)

長いほうの部分がですね、52.15メートルということですよ。で、そちらのほうに17台駐めていくと。

(●●委員)

50メートルで17台。

(事務局)

50メートルで17台ですね。

(●●●委員) 2メートル50で1台。

(●●●●委員) 縦5メートルで10何メートルやねんね、横幅が。

(●●●委員) そんなもんやろ。

(事務局) 大体、横幅が3メートルくらいの間隔で、区画分けというかたちになってますね。

(会長) 一応、計画図は出てるんですけども、それに基づきまして事務局から報告が今、あったわけですけども。計画では34台。よろしいですか。

この意見書の書き方ですね、今、ちょっとこの内容について、どうかたちで京都府のほうに進達していくかということになるんですけども、事務局のほうですね、意見書に書く書き方というんですか、内容についてですね、皆さんに今、諮っているところですけども、今、説明がございましたようなかたちの項目ですので、この項目を何か不適當、不確實か、そういうかたちの項目を入れていかんと、それがちょっとですね、ひっかかるというようなことになってくるんですけども。

(●●●委員) 説明不足でええやん。

(●●●委員) すみません、ちょっと教えてほしいことがひとつあんなねんけどね。

(会長) はい、どうぞ。

(●●●委員) 僕、●●●なんですけどね、この地区については●●●の管内の土地なんですけどね。あそこのプラスチック放ってるとこね、あそこ道路、拡張はしてないんです

- (●●委員) わ。あの人、バックはしてないんですわ。だからそこだけ狭なっとなんですわ。だから、協力も何にもしたはらへんわけですわ。
- (●●委員) 狭いな、向こうだけ。
- (●●●●委員) 適当外やね。
- (●●●委員) 信用性があらへん。
- (●●委員) もうひとつ、今度、それ下がってしもたら、今度もっと駐められへんぞ。場所、減ってまうさかいに。プールから●●のほうへ行く道路。
- (事務局) ●●のほうからプールに行く道につきましては、後退して、他の所の土地と合わせたようなかたちで行うということで聞いております。
- (●●委員) その人、また今度、そこ道路まだ拡張されるということを知ってますんでね、もっと広い道路なるみたいです。ほな、どうなんねやろ。また駐まらへんやん。もうそこ、先に見えたあるんわけや。だから、もうその人、先のこと読んだはんのとちゃうかな。
- (●●委員) そやろね、そうやと思います。地上げやね。
- (●●●委員) そのためや。地上げや。
- (●●委員) と思うけどね。
- (事務局) そういった先のことを考えて転用することも、農業委員会的には止められないのではなからうかと考えております。また、道路後退につきましては、都市整

- (事務局) 備課さんと今、まさに協議中というふうに聞いておりまして、●●からプールのほうに向かう道については、バックすることで同意ができておると。後、今、話があるのはですね、実際にはもうすでに後退がなされておりますけれども、短いほうの辺ですね、こちらのほうも公図上はまだ飛び出したような状態になっております。
- (●●委員) そやね。
- (事務局) こちらの買収の金額の交渉に入っておると、いうふうに伺っております、双方、短いほうも長いほうも後退することには合意はなされておるということです。
- (●●●委員) それ、無償やろ。
- (●●●委員) 無償ちゃうの。
- (●●●委員) 無償やろ、もちろん。
- (●●委員) 前は、無償でしたわ。
- (●●委員) 無償やね。
- (●●●委員) 無償でバックしな、そんなもん金取ってられへんで。
- (事務局) 無償部分と有償部分、すみません、私、逆に言うてるかもしれせんけども、無償部分と有償部分があるというふうにお伺いしております、有償部分の金額の最終の詰めをしておるというふうに聞いております。

- (●●委員) それ決まってからしたらええやん、ほんなら。
- (●●●●委員)
員) そう、ほな協議中にしといたらええやん。
- (●●委員) 協議中、そや協議中でよろしいな。
- (●●●●委員)
員) 協議中でええやん。そういう回答やったんやから、
そんでええやん。
- (●●委員) それとね。
- (会長) はい●●委員、どうぞ。
- (●●委員) 農地法上、農地法上言うねやったら、我々意味ない
っちゅうねん。事務局で皆、農地法上できますいうこ
とでどんどんやっていくんやったらね、こうやって集
まって審議してる意味がない思うんですわ。それやっ
たら、もう農業委員会開かんとやってくれはったらえ
えねん。行政委員会として農業委員会あるのに、それ
が意味なしでへんわけです。農地法上だめです、これ
でいかなあきませんのや、言うんやったら、ああそう
ですかっていうだけですわ、こっちは。それやったら
もう、それでやってもうたらね。
- (●●●委員) 事務局と会長でやっといて、もう。
- (会長) それはちょっとあまりにも。
- (●●委員) いやいや、そうなってしまいうって。全部あかんっち
ゅうんやもん、できひんっちゅうんやもん。
- (●●●委員) 会長専決もそうやんか。全部できんねやろ。

(会長) 農地法という法律がありますので、それを照らし合わせてですね、事務局のほうで、色々と苦慮してもらってるといようなことがあるかと思えますけども。

(●●●委員) 農地法、農地法言うけどね、そっちの農地法、わしらも農地法でいきたいわ、もっと。こっちのことも考えて農地法作ってもらわな、ほんまに何にもできひんで、これ。

(会長) それはちょっとまた、大きな話になってきますね。

(●●●委員) 農業委員会の決まりがあんねやったら、その辺でちよっと話してもらわな。

(●●委員) 協議中でええやん、もう。差し返すのに。

(●●●●委員) だから都計からとか、みんな協議終わってからでええやん、もう。

(会長) 今、協議中という話が出てるんですけど、皆さんがたに採決をいただきまして、賛成が少なかったのので、一応、今日のところはですね、不許可相当というような運びになるわけです。皆さんが今、先ほどのね。それをまた、協議中に戻すということになれば、皆さん方にもう一回、採決のやり直しをせなあかんと。継続にするかどうかという判断になるかと思うんですけども。このままの状態では、今、採決いただきましたので。

(●●委員) 11番の問題で整理することになるやろ。

(事務局) 11番につきましては、法令（条例を含む）により義務付けられている協議ですんで、今回の開発指導要綱はこちらには入らないというかたちになります。

(●●委員)

開発指導要綱、入らへんの。

(事務局)

開発指導要綱は入りませんね。法令、条例ではございませんので、あくまでも要綱でございますので、協議をしてないからとか途中やからということで不許可にすることはできないということです。

(会長)

どうしましょう。一応、採決はそういうような採決ですけども、いただきましたので、一応、会議録にはそういうかたちで載ります。だから、議事録に載って、不許可相当ということで、京都府のほうへ進達することになります。ただ、皆さんがたの再度のご意見で、協議中にせよ、というようなご意見が多ければ、協議中ということで、府のほうに今回は進達をしないということにしたいと思いたしますが。

(●●委員)

結構です。

(会長)

どうしましょう、いったんは採決をとりましたので、議事録に載りますが、よろしいですか、どうしましょう。

(●●●委員)

会長、どう思います。

(会長)

協議中のほうがいいんじゃないかというふうに思います、私は。だから、やはり法律に基づきましてね、とりあえず協議中、協議中というか、農地法があつて色々ご意見がありますけれども、やはり事務局側としては農地法を遵守しなきゃならないというような立場であるわけですね。やっぱり、それに基づきまして、法の執行をしていかないかんという、つらいところもあるんです。色んな問題はあつて、せよ、やはり法治国家の中でしてるのがございますので、法律に基づいて、対応していかざるを得ないということですの

(会長) で、その辺のところを充分に含んでいただきまして、もし、先ほどの採決ですね、もう一度やり直しせよというような皆さん方のご意見があればですね、もう一度、先ほどのやつを破棄して、協議中というような運びで次期、保留というかたちになるんですか、にしたいと思いますが。

(●●●委員) そしたらね、この問題とか色々出てくる。今の法令等々があんねんやったら、許可しますじゃなくて、わしらがするんじゃないかって、許可になりますのんでどうですかでええんと違うの。許可ってできてあんねんやろ、それ。

(会長) いや、許可相当ですよ。

(●●●委員) 許可相当やろ。

(会長) 京都府のほうに送って、京都府が許可権者ですよ。

(●●●委員) ほんなら、わしらがなんで賛成するとか反対するとか。

(会長) だから京都府のほうに許可相当として意見書を提出してよろしいですかという判断です。

(●●●委員) それやったら、今の問題について許可しますか、反対しますか言うねんさかいに、許可します言うてるばっかしになんねん。これ、3年間ずっとやってるけど、初めてちゃうか、こういうな問題で、やいやい言うたん。ほんまに。

(会長) 今回色んな、先ほどご意見がありましたように。

- (●●●委員) 他にもようけあんねんで、これ。
- (会長) それは言い出したら色々あると思うんですけどね。
- (●●●委員) 久御山町の人で、昔、物が建ったあるからあかん言うて許可しいひんかったことがあったはずやねん、そんなことで。こんなもつときついやん。看板建ったあるから、ここは転用できませんて言うて、却下しましたで。●●やったかな。
- (会長) 各事案によってね、色々と経過とかですね、あると思いますので、それなりに対応していかざるを得ないというようには思うんですけども。
- (事務局) 今、ご意見がありましたような、物が建ってたりとかですね、看板があつたりとか、そういうふうな状況では、確かに不許可相当としたような案件もあつたかと思えます。こちらにつきましては、まだ農地にも復元されていないということで、信用性がないというふうなことを該当させてやってるはずです。今回の件につきましては、更地にまで戻されておりますので、難しいと思えます。
- (●●●委員) この写真から、農地に復元できたあらへんやん。砂利やで、これ。農地ちゃうで、これ。
- (●●委員) いっぺん作物作れ言うたらええねや。
- (●●●委員) この上で作らしてみ、いっぺん。農地やいうねんたら。
- (●●委員) せめて顛末書ぐらいはとるべきやで、これ。やらはつた本人さんは所有者でなかったかもしれんけどね。所有者はそれを認めてきてたはずやからね。

(会長) どうしましよ、もういっぺん、先ほどの採決、やり直しということ。

(●●委員) えっ、何で。

(会長) いや、先ほど協議中ということですので。

(●●委員) 保留にするんなら、保留というかたちをせないかんさかいにな。それだけのことです。

(●●委員) ほな、採決の取り方は保留にするかということ。

(会長) 先ほど一度、採決をとりましたので。とって、許可相当じゃないということですので。

(●●委員) だからその、許可相当で無い理由は何ですかと。どういうふうに書きますかということ。

(会長) ということは今、言ってたんですけど。だから、その中でね。

(●●●●委員) だから協議中やって書いてくれたら。

(●●委員) そやね、そんでええねや。

(会長) 今のところは、協議中というね。不許可の今の状態でしたら議事録に載ってますので、京都府のほうに進達せないかんのでね。その進達の仕方が今、ちょっと事務局のほうで、皆さんに色々とお聞きしているんですけども、それが今、そういうような状況が見当たらないので、再度、もう一度ですね、皆さんがたのご意見をお聞きしてですね、協議中というような採決にしたいと思いますが。そうすると、先ほどの採決を破棄

(会長)

しとかないけませんので、いったん。でないと、そのまま送らなあかんと思います。

(●●●●委員)

さっきのは反対と違う、賛成が少なかっただけや。

(会長)

だから、賛成が少なかったら不許可、賛成が少ないわけですのでね。

(●●委員)

許可するかせんかで採決とったさかいに。

(会長)

そうです、そうです。許可相当かどうかで採決をとったので、許可相当でないということで、皆さんのご判断ですので、そのまま送るわけにいきませんので。色々、皆さんがたのご意見を聞く中で、先ほどの採決は一度、反故に、やり直しするというようなことにご賛同いただけたら協議中ということに。

(●●委員)

そうかさっき聞いたんは、許可不相当やいうことですんのに、意見書書かんなんさかいどうしようかという話になってきて、協議中やいうことで、ここ書けへんの、進達するのにね。何で不許可になったんやと、協議中やいうことで、とおりませんの、それは。

(事務局)

協議中ということではとおらないと思います。

(●●委員)

とおらない。

(事務局)

不許可相当ということであれば、そういった理由を付けて京都府に進達しないといけないと思いますので。

(●●●●委員)

項目、変えたらええやん。

(事務局)

項目は、変えられたらあれなんですけど、変えられないというかたちになっております。

(●●●●委員)

そんなことあらへんって。

(●●委員)

だから、不許可の理由は、今現在では不許可ですよという理由でええやん。協議中やさかいに、不許可で。許可できませんということであのちがうの。

(事務局)

協議中という理由では、ちょっとそれはできないと。明確に、こういったところが信用ならんとか、これは面積大きすぎるとか、そういうふうなことを付けて、京都府に送らないといけないということになっております。

(●●委員)

ほな、いちばん最初に言うたように、信用性に問題があるということで、今、●●●●さん言わはったように、車がほんまに入るんかと。この34台か、そんなもん入るかどうかいいう絵でも持って来いということやねんさかいにね。信用性がないちゅうことですよ、申請書に。

(事務局長)

申請の際にはもう、駐車場図面を付けてもらったの申請受理になっておりますので、その中で34台の図面を付けてもらっているというのが根拠になっております。

(●●委員)

その図面ってどこにあるねんな。

(事務局長)

この申請書のほうに付けてもらってるんです。これ、横が52.15メートル、短いほうは18.18メートルってということで、サイズも測り。

- (●●委員) ここにないんやったら見ててもわからへんわ。
- (事務局長) そこには書いておりませんが。
- (●●委員) ほな、わからへん。
- (事務局長) 根拠資料の中には、これが必要となってきますので、それを付けております。
- (●●●委員) 道を確保してからやね、2メートルかなんや、さがつてからや。
- (●●委員) ええか。
- (会長) はい、●●委員どうぞ。
- (●●委員) 今のその、18. なんぼと54. なんぼな、ということ、まるっぽの991平米で計算されてるはずや、それ。ほな、買収の後退幅とそれとつたら、そんだけの面積とれへんやん。18. 18でしょ。
- (会長) うん、18. やね。
- (●●委員) ということは、10間の30間。それは10間の30間で計算して991平米。それで、今度は道路後退、買収の部分、並びにセットバックの、2メートルセットバックかな、短いほう。それを計算したら、そんだけの面積とれない。
- (事務局) 確かに、2.39メートルの短いほうの用地寄付と書かれております。
- (●●委員) うん、用地寄付やろ。ほんで、今度ね、町道の、市田からプールへ向かう正面な。これが、仮に2メートル

(●●委員)

ルセットバックしたらな、18メートルとれへんわけや。16メートルしかとれへん。それで計算したらね、結局、今、●●●●君が言うたように、予定台数が絶対にとれないはずやと思います。まるっぽで計算したあるさかいにな。計画性の問題もあるやろ。

(●●委員)

計画性もね。書類の信用性があるわ、こんなことしてあったら。

(●●委員 午後2時53分 退席)

(●●委員 午後2時55分 退席)

(●●委員 午後2時56分 入室)

(●●委員 午後2時56分 入室)

(会長)

今、事務局のほうでですね、出すのにですね、どうかたちをとったらいのかということ、色々悩んでるようですけども。とりあえずですね、ここについては先ほど言ったとおりですので、今の状態の中でこれを出すとかたちをとるのか、保留とかたちでとるのか、皆さん方のご意見が合えば、先ほどの採決を白紙に戻して、もう一度やりたいと思いますが、ご意見ございますか。

(●●●委員)

会長専決でやっというて。

(●●委員)

保留いうことじゃあかんってか。

(会長)

今の状態でしたら、先ほど採決いただきましたので、府のほうに出さざるを得ないので。その出すについての意見書がですね、今、事務局のほうで色々、横で考えてもらってるんですけど。今の状態ではなか

(会長)

なか良い、皆さん方のご意見が反映できかねるような状況になっております。

(●●●●委員)

一時、農地に戻してくれはったんやったら、作物どんなん作らはったんやろ。ちょっと、写真かなんかあったら見せてもらえますか。

(会長)

農地に戻ってないです。

(●●●●委員)

戻ってないの。

(会長)

戻ってないです。

(●●●●委員)

ほな、農業委員会じゃないんやね。

(会長)

いや、現況がいわゆる、そう言えばそうなんですけども、一応、農地扱いになります。でなければ、あの土地の処理ができませんので、一応、農地扱いということになって、処理をしたいと思います。

(●●●●委員)

でも可じゃなかったらね。だから、農業委員会としては可じゃなかったんやから、どうにかそれで。

(会長)

そしたらですね、皆さん方のご意見のほうもずいぶん出尽くしたと思いますし、いたずらに時間が過ぎるばかりですので、先ほどの採決を、なんべんも言いますけども、いただきましてですね、京都府のほうへ意見を進達するということか、協議を続行するということなのか、二者選択を皆さん方のご判断でお願いをいたしたいと思います。

(●●委員) 進達してもらうのに、その理由がいんねやろ。

(会長) 進達するにはね、その理由があるんですね。

(●●委員) その理由の問題で。

(会長) 今、止まってるんですね。

(●●委員) 信頼ならんと。これではかけられへんと。そんでええのとちゃうかな、別に詳しいこと書かんでも。詳しいこと言うたら、今、出たある話みんな書いてもらわんなんさかいにね。

(●●●●委員) だから、信用性っていう欄があんねんさかいに。信用性に欠ける。

(事務局) 何をもって信用がないというかということです。

(●●●●委員) いや、だから今までの行動。

(事務局) 今までの行動をされたのは、今回は5条転用でございますので、新しい所有者さんに変るというふうな案件でございます。ですので、言うんであれば、この譲受人が信用があるかないかになってくるかと思えます。

(●●●●委員) だから、そんなもん信用あるかないかなんて、まだわからへんやん。

(●●委員) ほんまやね。

(事務局) ですので、あるかないかわからないので、判断がつかないので許可相当、不許可相当を判断することがこ

(事務局)

の総会ではできないと、もう一回総会なりを開いて、再度、審議するっていうのも、ひとつの方法とは思いますが。

(●●委員)

そんでええやん。

(●●●●委員)

そんでええやん。

(●●委員)

その時にはセットバックの話も出てくるし、車の34台いうのもどうやいう話も出てくるやろ。

(●●委員)

そやから、いったん会長、取り消したらどうや。

(会長)

ほな、いっぺん先ほどの採決。

(●●委員)

取り消して、継続というかたち。

(会長)

しましょか。そしたら、今、●●委員のほうからご意見をいただきました。

先ほどの皆さん方に採決いただきました分につきまして、取消しが妥当だという方の挙手をお願いをいたします。

(●●委員)

何やな、この案件を取り消すんちゃうの。

(会長)

いや、先ほどの採決を取り消す。

(●●委員)

採決を取り消す。

(●●●●委員)

いったん採決を取り消す。

(会長)

はい、それでは、先ほどの採決を取り消しをして、元に戻したいと思います。

それで、再度、協議中ということで、今日の提案につきましましては、協議中であるということで、皆さん方のご判断いただくということによろしいですか。それで良い方の挙手をお願いいたします。協議中。

(挙手多数)

(会長)

はい。それでは皆さん方に協議中ということで、本日、最終ご判断をいただいたということで、この件につきましましてはまとめたいと思います。

それではですね、次の案件ですね。ちょっと時間がかかりましたですけども、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは議案第4号について、現地調査の報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

それでは、議案第4号受付番号47から49の該当地については、特に問題のないものと思われま

(会長)

それでは議案第4号受付番号47につきましまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号47につきましましては議案書9ページ及び10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。10ページにつきましては、貸手の詳細となっておりますのでござい

ます。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日3件ございま

(会長)

す。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

それではまず、議案第4号受付番号47について、ご意見ご質問を賜りたいと思います。

ございませんか、よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号47について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第4号受付番号48につきまして、●●委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づきまして、議事参与の制限により、退室のお願いをいたします。

(●●委員 午後3時5分 退席)

(会長)

それでは、議案第4号受付番号48について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号48につきましては議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、議案第4号受付番号48について、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいか。それでは、特にご意見ご質問もないよう
うでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号48
について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお
願ひいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま
す。

(●●委員 午後3時6分 入室)

(会長)

それでは次に、議案第4号受付番号49について、
事務局より説明を願ひます。

(事務局)

議案第4号受付番号49につきましては議案書1
2ページをご覧下さい。内容につきましては記載のと
おりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真6ページと7ページをご覧下さい。

会長よろしく願ひします。

議案第4号受付番号49について、何かご意見ご質
問はございませぬか。

はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号49
について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお
願ひいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま
す。

これで、本日の審議案件は全て終わりたいと思いま
す。これより報告に入ります。

(会長) それでは報告第1号受付番号3農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、事務局報告願います。

(事務局) 報告第1号受付番号3につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページをご覧ください。

本件につきましては、令和2年5月25日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第1号受付番号3の報告がありました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(●●委員) ひとつだけ。

(会長) はい、●●委員。

(●●委員) 現状農地、畑やねんけどね。これ介在したある住宅地の中のやけども、これ、土地改良区、該当なしって書いたあんねんけども、そんな、久御山町内で属していない土地ってあんのかな。土地改良区に属していない土地っていうのは。

(事務局) この土地改良区に書かしていただいていますのは、現時点で賦課金を払っているか払っていないか。そこで書かしていただいております、もしかして佐山なり巨椋池なりに。

(●●委員) 賦課対象にはなっていないの。

(事務局)

そうですね、こちらのほうは確認をさせていただいておりました、いつの段階かわかりませんが、外れておいたというところがございます。

(●●委員)

わかりました。

(会長)

よろしいか。その他、ご意見等ございませんか。それでは、ご意見ご質問もないようです。

続きまして報告第2号受付番号1認定電気通信事業者による中継施設等設置に係る申出について、中継施設を事務局報告願います。

(事務局)

報告第2号受付番号1につきましては議案書14ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。このような、認定電気通信事業者による中継施設等設置に関しては、今回、初めての案件でございますので、資料Aというものを配らせてもらっております。こちらのほうをご覧ください。参考にお配りさせていただいておる書類でございますが、1ページ目は携帯電話の仕組みということで、携帯電話から携帯電話にかけるような場合に、直接、電波を相手さんの、AさんからBさんに届くわけではなくて、間には無線の基地局があって、有線のケーブルを使って、Bさんの近くの無線基地局のほうに運ばれて、そこから電波が飛んでってというふうな流れになっております。今回の案件につきましては、この無線基地局のところ、これを中継施設と呼んでおるところでございます。イメージといたしましては、資料Aの2ページ目でございます、今回の農地の南側のほうに、こういう電柱を建てて、電柱のいちばん上の部分にそういった電波を出すようなアンテナ等を設置するというような案件でございます。農地転用につきましては、この電柱の根元部分のところ1.96平米について、

(事務局)

転用がなされるというようなものでございます。また、この資料の3ページ目のほうでございます。こちら、ちょっと横書きになっておりますけれども、参考2というかたちで書いてありますとおりですね、農地転用許可を要しない場合、転用制限の例外ということですので。今回のような中継施設については、調整区域であっても、京都府の転用許可というのが必要ないというようなものでございます。転用許可不要としているものが今、ここでづらづらと書かれておりますけれども、ここの黒枠で囲った部分ですね。公益性の高い施設であり、用地選定の任意性が少ないような場合というところに下線を引かせていただいております、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系、中継施設の敷地等に供するため農地を転用するような場合は京都府の転用許可はいらぬ、というふうになっております。今回、転用許可はいらぬんですけれども、国の通知によりまして、転用許可はいらぬけれども、京都府に申出書、届出書を提出していただきというふうな取り扱いになっております。この届出書につきましては、農業委員会を通じて、京都府に送るというふうなかたちになっておるところでございます。

先ほど、写真も見ていただきましたが、所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

本件につきましては、令和2年5月18日付けで会長専決の上、京都府に進達しております。令和2年5月25日付けで京都府より届出者に対して受理通知書が発行なされましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号1の報告がありました。この件につきましては、何かご意見等はございませんか。

はい。

(●●委員) 面積の制限ってないの。面積の限度ってないんかいな。

(事務局) 特段、面積の制限というのはないというふうに伺っております。

(会長) よろしいか。その他、ございませんか。その他、特にご質問もないようですので、本日、予定をいたしておりました審議と報告事項は終わりたいと思います。

————— 午後3時14分 終了 —————